

熊本県監査委員公告第3号

平成14年10月8日から平成15年2月12日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年3月19日

熊本県監査委員
熊 同
同 同

寺
山
八
吉

嶋
本
浪
本

豊
知
賢

建
孝
行
児

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機関名		
総務部	県立大学	平成13年4月 ～平成14年3月	平成14年10月10日
	消防学校	〃	平成14年10月25日
健康福祉部	福祉総合相談所	〃	平成14年10月22日
	保育大学校	〃	平成14年10月8日
	清水が丘学園	〃	平成14年10月8日
	肥後学園	〃	平成14年10月8日
環境生活部	くまもと県民交流館	〃	平成14年10月10日
	消費生活センター	〃	平成14年10月10日
商工観光労働部	計量検定所	〃	平成14年10月29日
	工業技術センター	〃	平成14年11月7日
	熊本高等技術訓練校	〃	平成14年10月30日
	天草高等技術訓練校	〃	平成14年10月31日
	技術短期大学校	〃	平成14年10月29日
農政部	農業研究センター	〃	平成14年10月30日 ～11月1日、6日
	食品加工研究所	〃	平成14年10月9日
	農業大学校	〃	平成14年10月23日
林務水産部	林業研究指導所	〃	平成14年10月9日
	水産研究センター	〃	平成14年10月30日
	漁業取締事務所	〃	平成14年10月24日
土木部	産業開発青年隊訓練所	〃	平成14年10月23日
	三角港管理事務所	〃	平成14年10月25日
	八代港管理事務所	〃	平成14年11月8日
	水俣港管理事務所	〃	平成14年10月31日
	熊本港管理事務所	〃	平成14年11月7日
	新幹線熊本事務所	〃	平成14年11月6日
	新幹線玉名事務所	〃	平成14年11月6日
	新幹線八代事務所	〃	平成14年10月29日
教育委員会	教育センター	〃	平成14年11月8日
	県立図書館	〃	平成14年11月7日
	天草青年の家	〃	平成14年11月1日
	菊池少年自然の家	〃	平成14年10月22日
	豊野少年自然の家	〃	平成14年10月23日
	あしきた青少年の家	〃	平成14年11月6日
	県立美術館	〃	平成14年10月22日
	装飾古墳館	〃	平成14年10月24日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機関名		
(県立学校)	済々黌高等学校	〃	平成14年11月14日
	熊本高等学校	〃	平成14年11月13日
	第一高等学校	〃	平成14年11月14日
	第二高等学校	〃	平成14年11月18日
	熊本西高等学校	〃	平成14年11月19日
	熊本北高等学校	〃	平成14年11月28日
	東稜高等学校	〃	平成14年11月27日
	湧心館高等学校	〃	平成15年1月28日
	玉名高等学校	〃	平成14年11月12日
	荒尾高等学校	〃	平成14年11月18日
	南関高等学校	〃	平成14年11月20日
	鹿本高等学校	〃	平成14年11月28日
	菊池高等学校	〃	平成14年11月25日
	大津高等学校	〃	平成14年11月26日
	阿蘇高等学校	〃	平成14年11月18日
	小国高等学校	〃	平成14年11月13日
	高森高等学校	〃	平成14年11月12日
	蘇陽高等学校	〃	平成14年11月14日
	御船高等学校	〃	平成14年12月13日
	甲佐高等学校	〃	平成14年12月13日
	宇土高等学校	〃	平成15年1月21日
	松橋高等学校	〃	平成14年12月19日
	八代高等学校	〃	平成14年12月17日
	八代南高等学校	〃	平成14年12月17日
	八代東高等学校	〃	平成14年12月19日
	氷川高等学校	〃	平成14年12月20日
	水俣高等学校	〃	平成15年1月15日
	人吉高等学校	〃	平成15年1月10日
	多良木高等学校	〃	平成15年1月10日
	天草高等学校	〃	平成15年1月17日
	天草東高等学校	〃	平成15年1月16日
	倉岳高等学校	〃	平成15年1月16日
	牛深高等学校	〃	平成15年1月17日
	大矢野高等学校	〃	平成14年12月20日
	河浦高等学校	〃	平成15年1月17日
	熊本商業高等学校	〃	平成15年1月14日
	球磨商業高等学校	〃	平成15年1月9日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機関名		
(県立学校)	松島商業高等学校	〃	平成14年12月20日
	鹿本商工高等学校	〃	平成14年12月10日
	熊本工業高等学校	〃	平成14年11月29日
	玉名工業高等学校	〃	平成14年11月22日
	小川工業高等学校	〃	平成14年12月18日
	八代工業高等学校	〃	平成14年12月18日
	水俣工業高等学校	〃	平成15年1月28日
	球磨工業高等学校	〃	平成15年1月10日
	天草工業高等学校	〃	平成15年1月16日
	熊本農業高等学校	〃	平成14年11月29日
	北稜高等学校	〃	平成14年12月11日
	鹿本農業高等学校	〃	平成14年12月10日
	菊池農業高等学校	〃	平成14年12月11日
	翔陽高等学校	〃	平成14年12月10日
	阿蘇清峰高等学校	〃	平成14年11月13日
	矢部高等学校	〃	平成14年11月22日
	八代農業高等学校	〃	平成14年12月18日
	芦北高等学校	〃	平成15年1月14日
	南稜高等学校	〃	平成15年1月9日
	苓明高等学校	〃	平成15年1月21日
	苓洋高等学校	〃	平成15年1月22日
	盲学校	〃	平成14年12月4日
	熊本聾学校	〃	平成14年12月6日
	ひのくに高等養護学校	平成12年10月 ～平成14年3月	平成15年1月23日
	熊本養護学校	平成13年4月 ～平成14年3月	平成14年12月6日
	松橋西養護学校	〃	平成14年12月17日
	松橋養護学校	〃	平成15年1月15日
	松橋東養護学校	〃	平成15年1月22日
	荒尾養護学校	〃	平成14年12月11日
	大津養護学校	〃	平成14年12月12日
	菊池養護学校	〃	平成14年12月12日
	黒石原養護学校	〃	平成14年12月12日
	小国養護学校	〃	平成14年11月12日
	芦北養護学校	〃	平成15年1月14日
	球磨養護学校	〃	平成15年1月9日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機関名		
(県立学校)	天草養護学校	〃	平成15年1月21日
	苓北養護学校	〃	平成15年1月22日
警察署	熊本北警察署	〃	平成15年2月12日
	熊本南警察署	〃	平成15年2月7日
	熊本東警察署	〃	平成15年2月6日
	玉名警察署	〃	平成15年1月29日
	荒尾警察署	〃	平成15年1月31日
	山鹿警察署	〃	平成15年1月31日
	菊池警察署	〃	平成15年1月24日
	大津警察署	〃	平成15年1月23日
	小国警察署	〃	平成14年11月29日
	一の宮警察署	〃	平成14年12月13日
	高森警察署	〃	平成14年12月5日
	御船警察署	〃	平成15年2月7日
	矢部警察署	〃	平成14年11月28日
	松橋警察署	〃	平成15年2月4日
	八代警察署	〃	平成15年1月30日
	宮原警察署	〃	平成15年1月27日
	芦北警察署	〃	平成15年2月6日
	水俣警察署	〃	平成15年1月29日
	人吉警察署	〃	平成15年2月4日
	多良木警察署	〃	平成15年2月5日
	本渡警察署	〃	平成15年1月23日
	大矢野警察署	〃	平成15年2月5日
	牛深警察署	〃	平成15年1月24日

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局27出先機関、教育委員会事務局82出先機関、警察署23署を対象に、合规性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。

- (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○ 報告公表事項

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

健康福祉部

- (1) 児童保護費負担金の未収金（57,007,834円）及びこども総合療育センター負担金の未収金（1,010,500円）について、引き続きその解消に努めるとともに、債権管理を適正に行うこと。
（福祉総合相談所）

土木部

- (1) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、撤去されないままに不法状態で残されている建物等がある。危険な状態にあるので、引き続きその処分等について検討すること。
（三角港管理事務所）
- (2) 港湾使用料の未収金（5,021,767円）について、引き続きその解消に努めること。
（八代港管理事務所）
- (3) 港湾使用料の未収金（1,118,489円）について、その解消に努めること。
（水俣港管理事務所）
- (4) 港湾使用料等の未収金（6,263,034円）について、引き続きその解消に努めること。
（熊本港管理事務所）

○ 指導事項

なお、監査時において、収入調定時期の遅れ、用品調達の年度末への集中、郵便切手の在庫量の適正化等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。